

安養寺永代供養合祀墓規定

- 名 称** この施設を安養寺永代供養合祀墓と称す。(以下、「永代墓」という)
- 使用目的・対象者** 将来お墓の維持が困難な方や永代でのご供養を希望する方。また、無縁仏にならず安心して当寺に永代供養をまかせられる方を対象とする。(原則として宗旨は問いませんが真言宗としてお祀りします)
- 規 約**
 - 永代供養とは、預かりから 33 年間お祀り供養することを指す。
 - 原則として祀主がいるのにも拘わらず永代供養を希望する方はお断りします。
 - 所有権は当山が有し、使用権は施主側に有するものとする。
 - 永代供養料は位牌一基につき 100 万円(但し、先祖位牌については当山住職と相談の上決定する)
 - 永代使用料は 30 万円～100 万円他永代維持費(お花・線香代等)を 30 万円とする。その他諸費用(位牌・骨瓶等)が発生した場合は施主側がこれをもつ。
 - 施主側の都合による途中解約の場合は、領収済みの永代供養料、永代使用料、永代維持費、その他一切の費用の返金には応じられません。
 - 前項の場合には、位牌・遺骨の返却は申し出があれば可能。但し、預かりから 33 年間に限る。
納骨に当たっては市町村発行の火葬許可書又は改葬許可書を提出して下さい。
 - 納骨のみも可能。納骨料一体 10 万円(但し永代墓には入れません。また位牌、遺骨の返却も不可)
 - 天災(地震・台風等)により、位牌及び遺骨が紛失した場合、当寺では一切責任を負わない。
 - この永代墓を他人に譲渡したり売却したりすることを一切禁ず。また、そのような行為が発覚すれば法的手段も辞さない。
 - その他、諸問題が生じた場合すみやかに施主側と当寺とで誠意をもって協議し解決してゆく。
- 事 業**
 - 春か秋のお彼岸時には年一度の合同供養祭を執り行う。
 - その他、必要であれば書面にて通達する。
- 契 約** 上記の規約を了解の上、当寺が使用する契約書に署名捺印の上、提出すること。
(契約書は2部作成し、1部は施主側もう1部は当寺が大切に保管する)
- 効 力** この規約は平成 22 年 1 月 1 日より効力を発揮するものとする。
又、将来墓地埋葬等に関する法律が改正された時はこの規定も改定することがあります。

以 上